

新型コロナワクチン

乳幼児接種・小児接種の予約受付先が変わります

※1月16日現在の情報に基づいています。

これまで、県設置のコールセンターおよび県ウェブサイトで予約受付を行っていましたが、2月1日(水)から予約受付先が変わります。すでに接種券がお手元に届いている方はご注意ください。なお、乳幼児接種・小児接種は居住地にかかわらず、県内で接種を実施している医療機関のいずれかで受けることができます。接種にあたり、住所地外接種届の提出は不要です。



■市内で接種を行っている医療機関

医療機関名	所在地	対象者			
		乳幼児 (生後6カ月～4歳)		小児 (5～11歳)	
		1・2回目	3回目	1・2回目	3回目
岸医院	富岡町トノ町54番地1	○	○	○	○
阿南いしばし医院	西路見町元村28番地1	○	○	○	○
羽ノ浦整形外科内科病院	羽ノ浦町宮倉芝生40番地11	×	×	○	○

予約方法

市内医療機関での接種をご希望の方は下記コールセンターまたはウェブサイトからお申し込みください。

阿南市コロナワクチン
予約・相談窓口（コールセンター）

☎22-1499

受付 9:00～18:00（土、日、祝日も対応）

乳幼児接種用ウェブサイト



小児接種用ウェブサイト



※市外医療機関での接種をご希望の方は、コールセンターまたは市ホームページで予約方法等をご確認ください。

市ホームページ



接種券はお手元に届きますが、必ずしもワクチン接種を受けなければならないものではありません

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていた上で、保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。保護者の方の同意なく、接種が行われることはありません。また、周りの方に接種を強制したり、接種していない人に対して差別的な対応をしたりすることのないようお願いいたします。

問い合わせ 阿南市コロナワクチン予約・相談窓口（コールセンター）
☎22-1499 【受付時間】9:00～18:00（土、日、祝日も対応）

※音声ガイダンス中も通話料が発生します。



お手伝いしますのでお気軽にお立ち寄りください

マイナンバーカード申請&マイナポイント特設窓口

(予約不要!)

日時 月～金曜日(祝日除く)、および2月5日(日)、12日(日) 8:30～17:00

場所 阿南市役所2階 市民交流ロビー ※場所は変更となる場合があります。

※マイナポイントを受け取るためのマイナンバーカード申請の期限が令和5年2月末までに延長されました。

マイナンバーカードを持っていますか?

YES

マイナポイントの申込み

必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②利用者証明用電子証明書の暗証番号(マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁)
- ③各決済サービスが指定する「決済サービスID」および「セキュリティコード」
- ④通帳またはキャッシュカード(公金受取口座登録する場合)

NO

マイナンバーカードの申請(無料で写真撮影)

必要なもの

- ①2次元コード付き個人番号カード交付申請書
- ①がない場合は、本人確認書類
(運転免許証等の顔写真付き書類なら1点、健康保険証や年金手帳等の顔写真なし書類なら2点)

行政書士によるマイナンバーカード申請サポート(マイナンバーカード申請のみ)

行政書士が写真撮影等のカード申請を無料でお手伝い!

※マイナポイントの申込みはできませんのでご了承ください。

日時 2月4日(土)、18日(土)、25日(土)、26日(日) 8:30～17:00

場所 市役所2階 市民交流ロビー ※場所は変更となる場合があります。

持参物 2次元コード付き個人番号カード交付申請書

申請書がない場合、本人確認書類(顔写真付き1点または顔写真なし2点)

さらに、各支所・住民センターにて出張申請サポートを下表のとおり行います!

	2月14日(火)	2月15日(水)	2月16日(木)	2月21日(火)	2月22日(水)
9:00～12:00	羽ノ浦	大野	長生	橘	福井
13:30～16:30	那賀川	加茂谷	新野	桑野	椿

持参物 2次元コード付き個人番号カード交付申請書

申請書がない場合、本人確認書類(顔写真付き1点または顔写真なし2点)

※本人が申請に来た上で、①顔写真付き本人確認書類を含む2点(原本かつ、有効期限内のもの)、②通知カード、③住民基本台帳カード(お持ちの場合)を持参すると出来上がったマイナンバーカードを郵送(本人限定受取郵便)でお届けすることも可能です。

徳島県版プレミアムポイント事業第2弾の延長について

対象決済サービス(エフカマネー、d払い、ゆめか、楽天ペイアプリ)で、国のマイナポイントをお申込みの上、実施期間(2月28日まで)に徳島県内の対象店舗で利用(チャージorお買い物)をすると、徳島県版プレミアムポイント第2弾(利用額の30%、最大3,000円分)を取得いただけます。

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

阿南市議会 正副議長が選任されました

令和4年阿南市議会12月定例会で正副議長、各委員会委員などが選任されました。委員会の構成は、市議会のホームページをご覧ください。



議長（第59代）
藤本 圭 氏
(44歳・見能林町)



副議長（第63代）
幸坂 孝則 氏
(65歳・羽ノ浦町)

明谷梅林まつり開催!

期間 2月19日(日)～3月21日(祝)

県南で最も大規模な梅の名所です。約2,000本の梅の花をご覧ください。

※マスク着用にご協力ください。

開園式 2月19日(日) 10:00～

もち投げ(新型コロナウイルス感染症の状況により内容が変更になる場合があります。)

駐車場

梅林売店前の無料駐車場をご利用ください。

※台数に限りあり。沿道への駐車はご遠慮ください。

問い合わせ 商工政策課 ☎22-3290

阿南市立小・中学校の再編に係る地域住民説明会の動画を公開しています

阿南市教育委員会では、令和4年9月30日から11月4日までの期間、市内15地区で「阿南市立小・中学校の再編に係る地域住民説明会」を開催しました。説明会では「阿南市立小・中学校再編基本計画(素案)」についての説明を行いました。動画は11月2日に羽ノ浦地区で開催した説明会の前半部分を記録したものです。ご参加できなかった皆さまもぜひ、ご覧ください。

なお、説明会後半の質疑応答・意見交換は報告書として市ホームページに掲載しています。

説明会動画



市ホームページに「阿南市立小・中学校再編」に向けた取組についての特設ページを開設しています。

主な内容

- 令和4年9月から11月に開催しました「阿南市立小・中学校の再編に係る地域住民説明会」報告書を公表しています。
- 令和4年7月に保護者・教職員を対象に実施しました「阿南市立小・中学校の再編・統合に係るアンケート調査」結果を公表しています。
- 令和4年6月から7月に実施しました「阿南市立小・中学校再編基本計画(素案)」に関するパブリックコメント(意見募集)の実施結果を公表しています。

特設ページ



次号3月号で、特集記事(シリーズ 教育環境の充実に向けて)を掲載する予定です。

問い合わせ 教育総務課 ☎22-3299

市民生活課窓口に「セミセルフレジ」と「キャッシュレス決済」を導入します

新型コロナウイルス感染症対策および市民の皆さまの利便性向上を目的に、**2月1日(水)から庁舎1階の市民生活課窓口**にキャッシュレス決済に対応したセミセルフレジを導入します。

これにより市民生活課窓口で取り扱う住民票や印鑑証明書などの交付手数料のお支払いに「クレジットカード」、「電子マネー」および「コード決済」でのお支払いが可能となり、現金授受による接触機会の軽減と多様な支払方法の提供により市民サービスの向上を図ります。



利用可能なキャッシュレス決済 ※キャッシュレス決済の種別については、適宜変更(追加または廃止)する可能性があります。

クレジットカード(VISA、MasterCard、JCB)

電子マネー(交通系ICカード、WAON、iD)

コード決済(PayPay、d払い、auPay)

注意事項

- ・クレジットカードの支払回数は一括(1回)のみです。
- ・ご利用の決済種別により、支払い後のキャンセルができない場合があります。
- ・電子マネーの入金(チャージ)はできません。
- ・複数の支払方法の併用はできません。(例:クレジットカードと現金、電子マネーとコード決済等)
- ・キャッシュレス決済は、利用明細の発行となり、領収書の発行はできません。領収書が必要な方は、現金支払いをお選びください。

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

阿南市消費生活センター移転のお知らせ

消費者行政の充実と関係部局等との連携強化を図るため、消費生活センターを**2月1日(水)から市役所2階**に移転し、業務を開始します。

現在の社会福祉会館3階での業務は1月31日(火)をもって終了します。

お越しの際は、お間違えないようお願いいたします。

問い合わせ
消費生活センター
(市役所2階)
☎24-3251
FAX23-6079

相談対応時間
平日9:30~16:30
※電話番号、FAX番号および相談対応時間は変更ありません。





確定申告・納税の期限

◎令和4年分の確定申告・納税の期限は

所得税および復興特別所得税	3月15日(水)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(金)
贈与税	3月15日(水)

◎振替納税を利用されている方の振替日は

※あらかじめ指定された預貯金口座の残高の確認をお願いします。

所得税および復興特別所得税の振替日	4月24日(月)
個人事業者の消費税および地方消費税の振替日	4月27日(木)

確定申告書の
作成はコチラ



確定申告



振替納税をご利用ください!

「預貯金口座振替依頼書兼
納付書送付依頼書」の用紙
は国税庁ホームページから
ダウンロードできます。

スマホやパソコンでご自宅から申告する方

確定申告は自宅でも便利な **e-Tax** で!

①自宅等からネット(スマートフォン・パソコン)で申告

税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅等からネットで提出(送信)できます。

②24時間いつでも利用可能

メンテナンス時間を除き、いつでも利用可能です。

③還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。
※自宅等からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2〜3週間程度で処理しています。

④添付書類を提出省略

生命保険料控除の証明書等の添付書類は提出不要です(自宅で保管)。

お問い合わせ先のご案内 内容によってお問い合わせ先が異なります。電話番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようにお願いします。

操作方法など作成コーナーに関するご質問は

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

☎0570-01-5901

受付時間は時期により延長する場合がありますので、詳しくはe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合は03-5638-5171をご利用ください。

受付時間:3月15日までの
月曜日〜金曜日(祝日を除く) 9:00~20:00
2月19日、26日、3月5日および12日 9:00~20:00

所得税の確定申告のご相談は

チャットボットをご利用ください。

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



確定申告会場へ来場される方

場 所 阿南税務署3階 大会議室(富岡町滝の下4番地4)

設置期間 2月16日(木)〜3月15日(水)(土、日、祝日は除く)

受付時間 8:30~16:00(相談開始は9:00~)

入場整理券が必要です 確定申告会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

入場整理券の配付方法には、2通りあります。

①オンラインで事前発行(来場を希望される日の2営業日前までに発行してください。)

LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。

②確定申告会場当日配付

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

配付状況は国税庁ホームページから確認できます。

LINE
友だち追加は
こちらから!



来場の際は、次の書類を必ずお持ちください

- ①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ②マイナンバーカード等の本人確認書類

マイナンバーの記載は、申告書を提出する際、毎回必要になります。



※申告書はできるだけご自分で作成していただき、お早めに提出してください。

問い合わせ 阿南税務署 ☎22-0414

令和5年度課税の市税に納付方法が新しく追加されます

本市では令和5年度課税から、固定資産税・軽自動車税(種別割)が地方税共通納税システム(eLTAX(エルタックス))を通し、ご自宅のパソコン等、クレジットカード、スマートフォンアプリ決済などでも電子納付することが可能になります。

令和5年度課税から固定資産税、軽自動車税(種別割)の当初通知書各期別に地方税統一二次元コード等が印字されます。(※1)それを地方税共通納税システム(eLTAX(エルタックス))を用い、アプリ決済は手数料無料、また、当初通知書裏面に記載された金融機関以外でも振込手数料無料で市税の納付ができるようになります。(※2)

※1 過年度納付書には地方税統一二次元コードは印字されていません。

※2 クレジットカードは手数料がかかります。



利用方法や手続きなど詳細は、eLTAX(地方税ポータルシステム)のホームページをご覧ください。
ご不明な点は、eLTAXヘルプデスクまでご連絡ください。

eLTAX 地方税ポータルサイト <https://www.eltax.lta.go.jp>



eLTAXヘルプデスク ☎0570-08-1459

※受付時間 月～金曜日9:00～17:00(土、日、祝日、12月29日～1月3日は除く)

問い合わせ 税務課納税係 ☎22-1792

軽自動車税納付確認システム (軽 JNKS)で、継続検査窓口での 納税証明書の提示が原則不要になります



ご注意ください 二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)については、従来どおり納税証明書の提示が必要です。

※以下の場合、納税証明書の提示が必要となる場合があります。

- ・納付したばかりのため、軽 JNKS に納付情報が登録されていない場合
- ・中古車の購入直後の場合
- ・他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合

納付情報が軽 JNKS に登録されるまで相応の日数をお要する場合があります。車検の日程が迫っている場合などお急ぎの際は、早めの納税をお願いします。

問い合わせ 税務課納税係 ☎22-1792

20歳になったら「国民年金」

皆さんは、国民年金について考えたことがありますか。「年金なんてまだ関係ない」と思っていないですか。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やけがで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

20歳になった方には、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする書類が届きます。加入手続きは不要ですので、毎月の保険料をお納めください。ただし、保険料を納めることが難しいときは、学生納付特例制度(学生のみ)や納付猶予制度などがありますので手続きが必要です。



問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

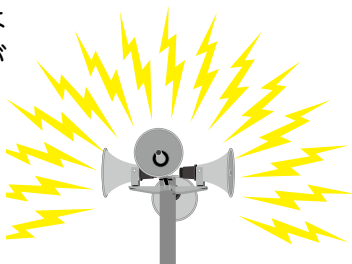
全国瞬時警報システム(Jアラート) 全国一斉情報伝達訓練を 実施します

日時 2月15日(水) 11:00頃

Jアラートを利用した全国一斉情報伝達訓練が、上記の日程で実施されます。

本市では、これに併せて、防災行政無線とケーブルテレビの自主放送チャンネルでの訓練放送および、登録制メールや市公式 LINE による試験配信を行います。ご家庭等において、災害が起こった時の行動を再確認しましょう。

※気象の状況等によって中止することがあります。



問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

令和4年度 コミュニティ助成事業を 活用しました



一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。

令和4年度、この助成金を受けて、江野島協議会がコミュニティセンターの建設を行いました。今後も、地域に根差したコミュニティ活動の活性化が期待されます。



問い合わせ
市民生活課 市民活動支援室 ☎24-8061

児童手当制度のご案内

支給対象

児童手当は中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に手当を支給する制度です。なお、公務員(独立行政法人等は除く)は勤務先に申請してください。

支給額(児童1人当たり月額)

- ▶3歳未満は一律15,000円
- ▶3歳以上小学校修了前(第1・2子)は10,000円
(第3子以降)は15,000円
- ▶中学生は一律10,000円

※所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の方は、特例給付として一律5,000円

※所得額が所得上限限度額を超える場合、特例給付は支給されません。(令和4年6月分以降)

※所得制限限度額・所得上限限度額については、市ホームページをご覧ください。

支給時期

原則、申請した月の翌月分から、毎年6月15日、10月15日、2月15日にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

申請手続

出生日や住所を変更した日(住民基本台帳法上の転出予定日)の翌日から15日以内に**申請が必要です**。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

受給者や配偶者、児童が他市町村に転出したとき、受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき、一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または配偶者がいなくなったとき、受給者の加入する年金の種類が変わったとき等は届出が必要です。

※児童手当の手続きは、支所・住民センターでもできます。



問い合わせ こども相談室 ☎22-1677